

# 医療従事者等の接種における 予約作業の注意点について

令和3年3月6日

群馬県健康福祉部薬務課

新型コロナウイルスワクチン接種準備室

# 医療従事者等向け優先接種の概要



## 基本型接種施設 28施設

- ・大規模施設又は接種の中核施設
- ・ディープフリーザーを設置
- ・連携型と在庫ワクチンを共有・管理
- ・自施設・他施設の医療従事者等への接種

## 連携型接種施設 110施設

- ・基本型の在庫ワクチンを冷蔵で移送
- ・冷蔵でワクチンを保管し接種
- ・基本型と必要数量等の情報共有
- ・自施設・他施設の医療従事者等への接種

施設で接種



医療従事者等



施設で接種

医師会会員  
(病院)  
(診療所)

訪問看護  
ステーション

歯科医師会  
会員(歯科  
診療所)

薬剤師  
会会員  
(薬局)

会員外施設  
(医療機関)  
(薬局)

国・県  
職員  
(保健所等)

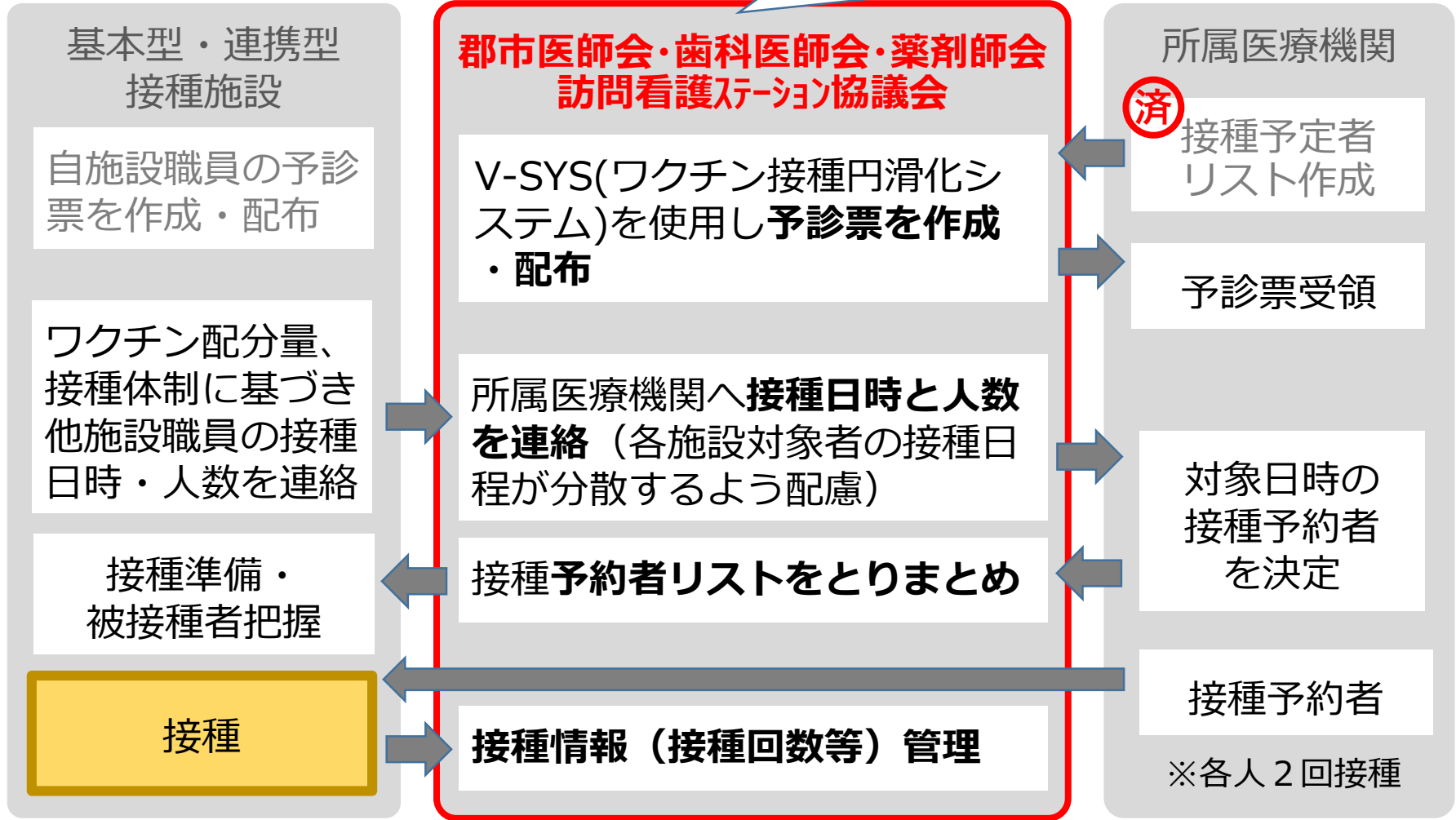
市町村  
職員  
(消防等)

とりまとめ団体、県、接種施設で連携して接種をサポート

# 医療従事者への接種日時伝達等に係る業務委託

とりまとめ団体への業務委託により実施を支援

予診票発送  
予約調整  
接種



# 郡市医師会にお願いしたいこと①

## (1) 郡市医師会所属医療機関の接種希望者に接種券付き予診票を配布し、接種場所等を連絡してください

- ①とりまとめた接種希望者リストの電子ファイルをV-SYSに取り込み、接種券付き予診票を作成してください。
- ②接種施設が決定してから接種までの間に各医療機関に配布するとともに、接種施設を連絡してください。
- ③接種券付き予診票の配布枚数は、一人あたり2枚です。
- ④接種券付き予診票はPDFファイルで出力し、メール送付することも可能です。

## (2) あらかじめ、接種施設ごとに割り当てられた病院・診療所の接種順序について調整をお願いします

- ①県と郡市医師会・接種施設で調整した接種施設ごとの割当医療機関について、あらかじめ、ワクチン分配時に連絡する順序の検討・調整をお願いいたします。  
(例) 感染リスクの高い診療科を優先、50音順 等

**割当順位案 ※各地域の実情に応じて柔軟に変更可**

- ①医療機関、②歯科診療所、③薬局、④救急(市町村)
- ⑤訪問看護、⑥県、⑦国、⑧会員外

## 郡市医師会にお願いしたいこと②

### (3) 接種順序に基づき、接種日時と人数について該当医療機関への連絡をお願いします 【目安：接種予定日7日前まで】

- ① 県からワクチンの配分を行うと、基本型・連携型接種施設において、接種日時や体制を調整し、取りまとめ団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、県、市町村）へ、接種可能な日時と対象人数について連絡があります。
- ② 貴会において、(2)で調整した接種順序に基づき、当該接種日時における対象医療機関と人数を割り当て、医療機関へ連絡をお願いします。  
※ ワクチン接種に伴う副反応も想定されることから、できるかぎり同一医療機関につき複数日程を設定（他施設と按分）くださいますよう、お願いします。

#### 接種日程の割当作業は

- ① 1週間程度に期間を区切って(まとめて)把握・割当作業を行う
- ② ①の期間の開始日(または×日)となる曜日を決めておく  
等、効率的な運用をお願いします

# 郡市医師会にお願いしたいこと③

## (4) 各医療機関から回答のあった対象者について、接種施設への報告をお願いします 【目安：接種予定日2日前まで】

- ①各医療機関において、施設運営等も考慮のうえ、接種対象者を決定し、取りまとめ団体へ報告があります。
- ②貴会において、医療機関ごとの接種対象者を取りまとめ、接種施設へリストを提出してください。 **(参考様式1：接種者リスト)**

※予診票作成に使用した「接種希望者リスト」の活用も可能です

※時間帯の変更等の希望については、可能な範囲で他の医療機関との調整にご配慮願います。

※枠のキャンセルがあった場合は、接種日時が近似する医療機関で活用できないか可能な範囲で調整をお願いします。

**2回目の接種は、3週間後に同一接種施設で、同一の対象医療機関の、同一の接種希望者が接種を行うことが原則となります。  
1回目接種の予約取得時にあらかじめ仮予約を行っておくと便利です。**

# 郡市医師会にお願いしたいこと④

## (5) 接種施設から対象者の接種実績を受け取り、管理します

①接種施設においてリストに接種した旨を記録し、貴会に送付します。

**(予定外の接種希望者に接種した等の場合は、接種した者を追記)**

②接種対象者ごとに接種回数を確認し、接種し終わるまで情報を管理します。

**(参考様式2：接種管理台帳)**

**リストは当日予診後に接種不可となった接種希望者や、キャンセルの補填対応等で予定外に接種した接種希望者等の確認に活用してください。**

**接種管理台帳は、2回目接種未了の接種希望者等、個別に接種日程を再調整する必要がある者がいないかの確認等に活用してください。**

# 郡市医師会にお願いしたいこと⑤

## ○参考様式1：接種者リスト 【○月○日(○)】○○病院 接種者リスト

予定者計○○人

時間帯	事業所名	氏名	接種欄
13:00~14:00	○○クリニック	○○ ○○	○
	〃	○○ ○○	
	〃	○○ ○○	○

## ○参考様式2：接種管理台帳

接種管理台帳(○○医師会)

診療所名(事業所名)	氏名	接種1回目	接種2回目
○○クリニック	○○ ○○	2月17日	
〃	○○ ○○	2月17日	
〃	○○ ○○	2月17日	

※各様式は県ホームページに掲載予定です

◆県ホームページ [https://www.pref.gunma.jp/02/d50g\\_00074.html](https://www.pref.gunma.jp/02/d50g_00074.html)



( 別 紙 )  
令和3年3月2日

健康福祉部薬務課  
新型コロナウイルス  
ワクチン接種準備室

## 新型コロナウイルスワクチンの供給見込みについて(続報)

標記について、次のとおり追加のワクチン供給見込みが国から示されました。

なお、これらの見込みについては、EUの輸出に関する承認が得られることを前提とします。

日程		医療従事者等		高齢者	
		第1弾(公表済)	第2弾	公表済	追加分
		計15,600人分	計5,850人分 (累計21,450人分)	計10,725人分	計17,062人分 (累計27,787人分)
3月	第1週	8箱 (7,800回分)			
	第2週	8箱 (7,800回分)			
	第3週				
	第4週	8箱 (7,800回分)	6箱程度 (5,850回分)		
	第5週	8箱 (7,800回分)			
4月	第1週				
	第2週			2箱 (1,950回分)	
	第3週		6箱程度 (5,850回分)	10箱 (9,750回分)	
	第4週			10箱 (9,750回分)	
	第5週	4月中に県内の医療従事者等が1回接種できる量(6.8万人)のワクチン到着予定		(全ての市町村への供給開始)	35箱 (34,125回分)
6月末まで		○今後も継続して供給しつつ、可能な限り供給量を追加予定		○6月末までに65歳以上の高齢者全員に2回接種する分のワクチンが供給される予定	

※1バイアルから5回分接種可能として試算した場合

※医療従事者の累計数21,450人分は、県内医療従事者6.8万人の約31.5%に相当

※高齢者の累計数27,787人分は、県内58万人の約4.8%に相当

健健発0301第1号  
令和3年3月1日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長  
（公印省略）

高齢者向けの新型コロナウイルス感染症に係る予防接種のためのワクチンの出荷  
（4月5日の週から4月19日の週）について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添。改訂後のものを含む。）等により実施体制の整備について準備いただいているところですが、高齢者への接種に用いる新型コロナワクチンの出荷について、下記のとおり行うこととしますので、ご対応いただくとともに、管内の市区町村及び関係団体にご連絡いただくようお願いいたします。

記

## 1. 4月5日の週から4月19日の週における出荷の考え方

(1) 4月5日の週から4月19日の週においては、医療従事者等への接種のための出荷量を確保しつつ出荷することとなるため、(2)のとおり、高齢者への接種に用いる新型コロナワクチンは数量を限定して段階的に出荷することとする。

このため、各都道府県において接種が実施される場所は限定的となるが、この期間においても、**ワクチンの発注や接種実績の登録等をワクチン接種円滑化システム（以下「V-SYS」という。）を用いて行うことで、各種機能の動作確認等に資することが期待される。**

(2) 4月5日の週から4月19日の週においては、ファイザー社のワクチン（商品名：コミナティ筋注、一般名：コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2））について、以下のスケジュールで出荷すること。

### ①第1クール

出荷時期：令和3年4月5日の週

出荷箱数：全国で100箱とし、各都道府県2箱ずつ（ただし、人口が多い東京都、神奈川県、大阪府は4箱ずつ）とする。なお、2回接種分をまとめて出荷するものであり、1回目接種分として各都道府県1箱ずつ（ただし、人口が多い東京都、神奈川県、大阪府は2箱ずつ）、2回目接種分としてこれと同数を出荷する、という趣旨であることに留意すること。

## ②第2クール

出荷時期：令和3年4月12日の週

出荷箱数：全国で500箱とし、各都道府県10箱ずつ（ただし、人口が多い東京都、神奈川県、大阪府は20箱ずつ）とする。なお、第1クールと同様、2回接種分をまとめて出荷する趣旨であることに留意すること。

## ③第3クール

出荷時期：令和3年4月19日の週

出荷箱数：全国で500箱とし、各都道府県10箱ずつ（ただし、人口が多い東京都、神奈川県、大阪府は20箱ずつ）とする。なお、第1クール、第2クールと同様、2回接種分をまとめて出荷する趣旨であることに留意すること。

なお、4月26日の週には全市町村に一箱ずつ配送する予定である。

(3) 各都道府県におかれては、(2) のとおり出荷するワクチンを用いて接種を行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）及びワクチンの配送先となる当該市町村内の実施医療機関を選定し、2. のとおり厚生労働省健康局健康課予防接種室まで登録すること。

なお、選定に当たっては、以下の点を考慮いただきたいこと。

- ①市町村及び実施医療機関の双方が、V-SYSへの入力や予約の受付等を行うのに十分な人的体制を確保できていること。
- ②当該時期までに、対象となる高齢者に対して市町村から接種券を送付する予定であること（年齢等で区切って順に接種券を送付する場合は、4月5日の週から4月19日の週に出荷されるワクチンを用いて4月12日以降に行う接種（以下「本期間における接種」という。）の対象者は接種券を送付済みのグループとすること。なお、出荷するワクチン量が少ないことから、市町村内で例えば一部の地域の住民などに対象者を限定して当該時期に接種券を発送することも差し支えない。）。
- ③実施する医療機関が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する集合契約に参加していること。

## 2. 配送先医療機関の登録

- (1) 第1クール（4月5日の週）の出荷分については、都道府県ごとにお送りする様式により、当該出荷分を受け入れる市町村を決めた上で、1（2）①の箱数を配送すべき医療機関（基本型接種施設に限る。）を選び、当該医療機関の管轄市町村名（※）及び配送箱数を記入して、都道府県ごとにとりまとめて3月11日18時まで（必着・厳守）に厚生労働省予防接種室に登録すること。なお、当該報告様式には各都道府県の保険医療機関を掲載しており、配送先が保険医療機関以外の基本型接種施設である等の理由で当該施設が記載されていない場合は、報告様式に当該基本型接種施設の情報と当該施設への配送個数を記入すること。

また、第2クール（4月12日の週）の出荷分、第3クール（4月19日の週）の出荷分の配送先、配送先ごとの配送箱数の登録方法については、おって連絡する。

（※）V-SYSにおいて当該医療機関へのワクチン分配量を登録する市町村名

- (2) 2回接種分をまとめて出荷するため、ワクチンを3週間以上保存する必要がある。このため、**配送先はファイザー社ワクチン用ディープフリーザーが設置されている場所とする**こと。なお、温度・使用までの期間等の条件を満たしながら、当該配送先から、その他の実施医療機関（サテライト型接種施設に限る。）まで以下のとおり移送することは差し支えない。

移送条件等	移送後の保管等の条件
<p><b>●保冷バッグを用いて2℃から8℃の冷蔵で移送</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移送時間は3時間以内とすること。</li> <li>途中で保冷バッグを開けてはならないこと。</li> <li>移送中に揺らさないように注意すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>冷蔵庫で2℃から8℃で保管すること。</li> <li>ディープフリーザーから出した時点から5日以内に接種を完了すること。</li> </ul> <p>※冷凍で移送された場合も、冷蔵で移送された場合と保管方法や保管できる期間は同じ。</p>
<p><b>●冷凍庫を用いてマイナス60℃からマイナス10℃で移送</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ワクチンの解凍後の再凍結は厳禁であること。</li> <li>ディープフリーザーから取り出した後は、速やかに移送用の冷凍庫に移すこと。一度解凍したワクチンは冷凍で移送してはならないこと。</li> <li>移送時間は3時間を超えることも可能だが、離島など特殊な事情がある場合を除き当日中とすること。</li> </ul>	
<p><b>●基本型接種施設で必要数量をディープフリーザーに格納した後、配送に使われた保冷ボックス等を用いてマイナス90℃からマイナス60℃で移送</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本型接種施設では3分以内に作業を完了すること。また、配送箱の開閉は1日2回までとすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ディープフリーザーでマイナス90℃からマイナス60℃で保管すること。</li> <li>ワクチンの有効期限まで保管可能である（ワクチンの製造年月日によるが、最大数ヶ月の</li> </ul>

<p>・サテライト型接種施設で残りの全てのワクチンをデ ィープフリーザーに格納した後、保冷ボックスを基 本型接種施設に移送すること。</p>	<p>保管が可能である) こ と。</p>
--	---------------------------

### 3. V-SYSへの登録状況の確認

(1) 高齢者への接種に用いる新型コロナウイルスについてはV-SYSを用いて発注  
(希望量の登録)、分配、配送準備、接種実績の登録等を行うこととなる。

また、本通知による配分については、2(1)で医療機関名等をあらかじめ集約  
するが、V-SYSを用いる実経験を展開することを目的としていることから、そ  
の後の配分と同様にV-SYSを通じた手続きや、毎日の接種実績の登録を実際に  
行うこととする。

このため、接種を実施する医療機関等について、以下の点を確認すること。

- ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する集合契約に参加していること

(市町村が運営する会場において、当該市町村の住民以外の者には接種しない場  
合を除く)

- ・V-SYSへの初期登録が済んでいること

(2) 2.(2)の条件を遵守してワクチンを移送し、接種することは差し支えないが、  
その場合、配送先となる基本型接種施設だけでなく、移送先のサテライト型接種施  
設も集合契約に参加しており、V-SYSへの初期登録を済ませる必要があるこ  
と。なお、サテライト型接種施設は、V-SYSにおいて、接種医師などの基本情  
報とともに、1か所の「提携する基本型接種施設」を登録する必要があるので、設  
定漏れがないよう注意すること。また、接種開始後は、サテライト型接種施設にお  
いても、毎日の接種実績の登録を行う必要があることに留意すること。

※ V-SYSのID/パスワード設定については、先行接種を行う医療機関、医療従事者向けの優  
先接種を行う医療機関等、高齢者向け優先接種を行う医療機関等の順で進めている。

高齢者向け優先接種を行う医療機関等に対しては、3月中旬以降、順次、V-SYSのID/パ  
スワード設定の手続きを行う予定であり、現時点でV-SYSへの初期登録が済んでいな  
くても差し支えない。

なお、以下の通り、V-SYSのID/パスワード設定用のサポートデスクを3月1日から設け  
ているところ、メールアドレスや医療機関コード等の情報をより正確に把握できるよう、  
できる限りメールでの御相談をお願いしたい。

V-SYSのID/パスワード設定用のサポートデスク

メール：[id-support@vsys.jp.nec.com](mailto:id-support@vsys.jp.nec.com)

電話(平日 8:30~19:00) 050-3612-8330



#### 4. 接種券の送付

(1) 本期間における接種を行う市町村においては、市町村ごとに想定する本期間における接種の対象者への接種券の送付を、接種の時期に先立って実施すること。

(2) その他の市町村の高齢者及び本期間における接種を行う市町村の本期間における接種の対象者以外の高齢者への接種券の送付については、現時点では、標準的には4月23日頃までに、接種開始時期にできる限り近い時期に対象者に届けられることを想定するものであること。

また、市町村において段階的に送付することも可能であるが、他市町村内に入所・入院する者への接種券の発送時期が大きく異なることによって接種に支障をきたすことがないよう留意する必要があること。

(参考) 令和3年2月24日記者会見における河野大臣発言概要(抄)

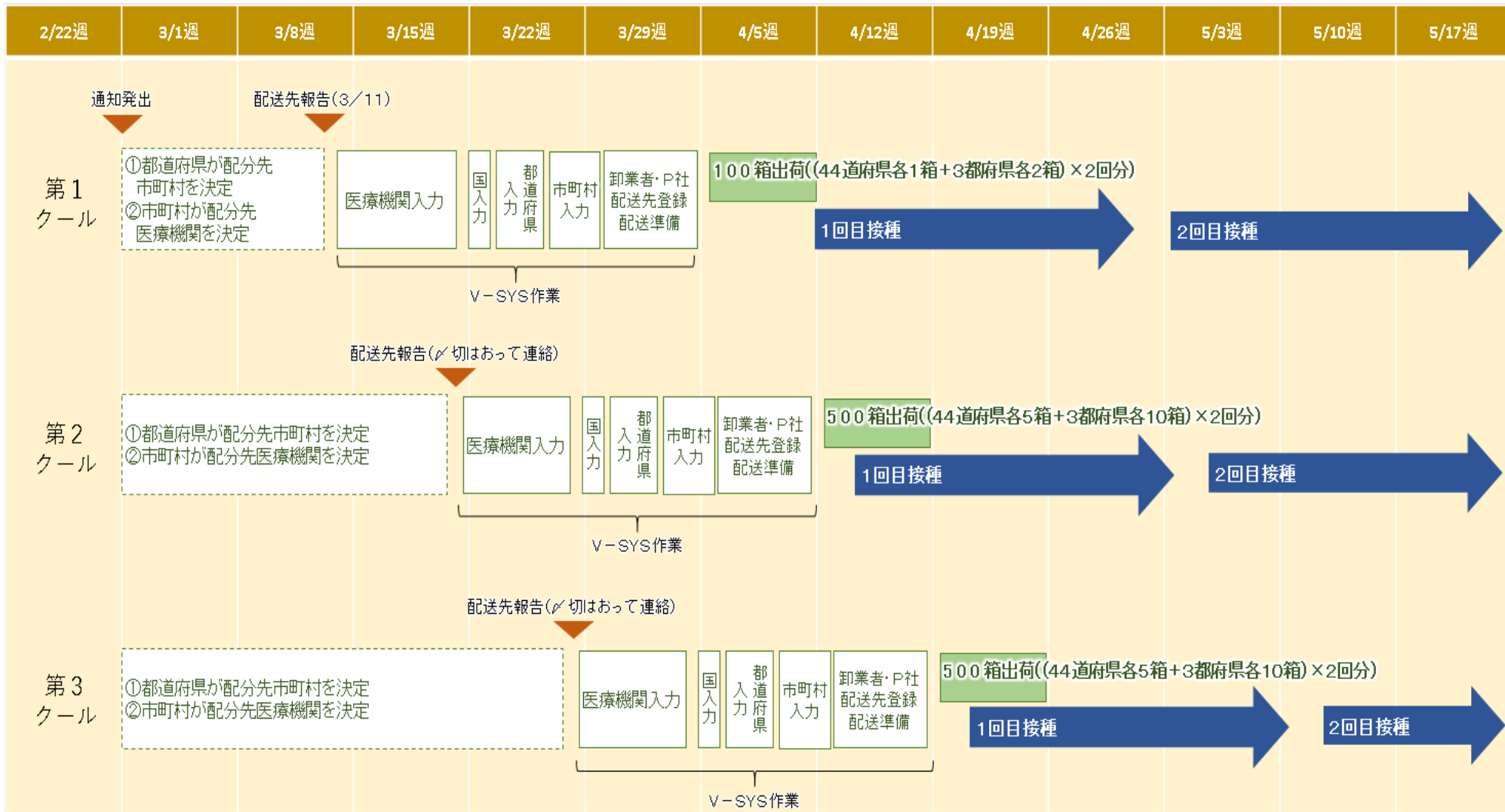
- 医療従事者の優先接種分のワクチンの配送スケジュールをお伝えする。  
3月1日の週と8日の週、合わせて1,000箱のワクチンを第1回分の接種分として配送するということはお伝えしたが、その3週間後、3月22日の週から、最初の1,000箱の第2回目分として同じく1,000箱を配送する。  
さらに、それに追加して、3月22日の週から新たに400箱を追加、これは新たな1回目分ということで400箱を配送する。  
以後3週間ごとにワクチンの配送をしながら、少しずつ3週間前の1回目に対応する2回目と同じ量を出しながら、更にそこに追加できる分を追加して送っていきたいと思っている。
- 当初想定をしておりました370万人については、4月中に少なくとも370万人の1回目分はお届けできる見込みである。  
当然、2回接種ができる方も相当数いらっしゃると思うが、少なくとも最初に想定していた370万人全員の1回分は終わる量を4月中にお届けすることができると思っている。
- 高齢者の優先接種分のワクチン供給については、先日の会見でお伝えしたとおり、高齢者のワクチンは、4月12日から優先接種を始めていただく、そして徐々に拡大していく予定と申し上げている。  
ファイザー社との交渉の結果、数量を明示するスケジュールは明示できないが、6月末までに65歳以上の高齢者全員に2回接種する分のワクチンを自治体に配送完了できるようなスケジュールで、供給を受けるということになる予定である。
- 先ほどから申し上げている数量は、EUの承認がとれるということが大前提で、第3便、3月1日到着の450箱まではEUの承認が取れているが、それ以降はEUの承認が取れるという前提である。
- 高齢者の接種については、6月いっぱい自治体に供給を完了することができる、自治体に配送することができる、そういうスケジュールでファイザー社から供給を受けるということが大枠の合意である。もちろん自治体の接種のスケジュールに合わせて国の方で在庫を持っているということもあり得、前提としてEUの承認が必要になるということは変わらない。

以上

※なお、正確な発言内容については、内閣府ホームページ(記者会見要旨)をご覧ください。

[https://www.cao.go.jp/minister/2009\\_t\\_kono/index.html](https://www.cao.go.jp/minister/2009_t_kono/index.html)

# 4月5日の週～4月19日の週におけるワクチン出荷について



※ 4月26日の週には、全市町村に一箱ずつ配送する予定



各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

医療従事者等への新型コロナワクチンの接種に関して医療機関において  
必要となる手続等について

医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種のためのワクチンの配分については、「医療従事者等向け接種を実施するための新型コロナワクチンの出荷（第1弾）について」（令和2年2月19日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）においてお知らせしたところですが、医療機関が医療従事者等への接種を実施するに当たり、特に留意いただきたい手続等をお知らせしましたので、こうした点に遺漏なく接種が実施されるよう、医療従事者等への接種を実施する基本型接種施設及び連携型接種施設に周知いただくとともに、管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び関係団体にご連絡いただくようお願いいたします。

記

- 1 接種の実施に先立って、以下の対応が完了しているか確認する必要があること。
  - 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する集合契約への参加（ワクチン接種契約受付システムへの入力、委任状の提出）
  - ワクチン接種円滑化システム（以下「V-SYS」という。）への初期登録の実施<sup>※1</sup>
  - 連携型接種施設<sup>※2</sup>である場合、V-SYSでの基本型接種施設や小分けされたワクチン情報（ロット番号、本数等）の登録

※1 現在、医療従事者等への接種に関し基本型接種施設として登録いただいている施設については、一部を除いてV-SYSのIDの払い出しが完了しています。また、連携型接種施設として登録いただいている施設の半分以上についても、すでにV-SYSのIDの払い出しが完了しています。まだ医療従事者等への接種について基本型・連携型接種施設として登録しているにもかかわらず、V-SYSのIDについての連絡がない場合は、今後システム側での作業が完了し次第、IDの連絡が送信されますので、その後に初期登録を行っていただくようお願いいたします。

※2 医療従事者向け優先接種を行う際の基本型接種施設・連携型接種施設の設定については、別途都道府県に登録いただいた情報を最新のものとし、委任状の提出時に選択された基本型接種施設・連携型接種施設の情報にV-SYSで書き込まれるので、ご留意いただくようお願いいたします。また、連携型接種施設として登録された施設を、後日、基本型接種施設に変更とすることに関しては、当面は予定していませんが、トレーサビリティをV-SYS上で担保する観点や、システム上の機能との関係で精査が必要であることから、その可否についての要件や、そのタイミング等についてはおって連絡します。

2 接種の実施に当たって、以下の対応が必要となること。

- 接種券付き予診票の発行（自医療機関の医療従事者等について。団体型医療機関についてはとりまとめ団体が発行）
- 接種を実施した際は、被接種者に接種記録書を交付すること。
- 3月4日以降、ワクチンが配送された日から原則として毎日、V-SYSに接種を実施した回数を登録いただきたいこと。なお、接種実施回数については、入力時点までの累計数を入力する必要があること。  
接種しなかった場合には、未登録と区別するために、
  - ・それまでの接種実績がない場合は「0」を、
  - ・それまでに接種実績がある場合は、前日までの累計値と同じ値を、登録いただく必要があることに留意すること。

3 以上の手続等を含め、医療機関における接種事務の詳細については、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ」※のページや、当該ページに掲載している「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」を参照いただきたいこと。

※[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_iryokikanhen\\_oshirase.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_iryokikanhen_oshirase.html)



## COVID-19ワクチン『コミナティ筋注』の日本における添付文書改訂について

報道関係各位

2021年3月1日  
ファイザー株式会社

ファイザー社 (NYSE:PFE、以下「ファイザー」) およびBioNTech SE (Nasdaq: BNTX、以下「BioNTech」) は本日、COVID-19に対するワクチン『コミナティ筋注』(以下「コミナティ」)[一般名: コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)]の日本における添付文書を改訂し、-25~-15°Cで最長14日間の保存が可能である旨を追記したことをお知らせします。

このたびの改訂は、-25~-15°Cにおける安定性試験成績を医薬品医療機器総合機構が評価した上で行われました。これにより、本剤を輸送および保管する際の柔軟性が増すことが期待されます。

【コミナティの添付文書(改訂部分)】  
(詳細については、最新の添付文書をご確認ください)

改訂前	改訂後(下線部: 追加)
14.適用上の注意 14.1薬剤調製時の注意	14.適用上の注意 14.1薬剤調製時の注意 <u>14.1.1保存方法</u> <u>本剤は-90~-60°Cから-25~-15°Cに移し、-25~-15°Cで最長14日間保存することができる。なお1回に限り、再度-90~-60°Cに戻し保存することができる。いずれの場合も有効期限内に使用すること。</u>

本剤は、2021年2月14日に医薬品医療機器等法第14条の3に基づく特例承認を取得しました。

厚生労働省とファイザー株式会社は、本年1月20日に、2021年に本剤約1億4400万回分を日本に提供するという最終合意書を締結しました。

BioNTechが所有するmRNAワクチン技術に基づく本ワクチンは、BioNTechとファイザーにより共同開発されました。BioNTechは、EUにおける製造販売承認、ならびに米国、英国、カナダ等の国において計画している製造販売承認申請に先立つ緊急使用許可または同等の許可等を有します。

### ファイザーについて：患者さんの生活を大きく変えるブレイクスルーを生み出す

ファイザーはサイエンスとグローバルなリソースを活用し、人々が健康で長生きし、生活を大きく改善するための治療法をお届けしています。私たちは、革新的な医薬品やワクチンを含むヘルスケア製品の探索・開発・製造における品質・安全性・価値の基準を確立するよう努めています。ファイザーの社員は、生命や生活を脅かす疾患に対するより良い予防法や治療法を提供することで、日々、世界中の人々の健康に貢献しています。世界有数の革新的医薬品企業の責務として、信頼できる医療に誰もが容易にアクセスできるように、世界中の医療従事者、政府、地域社会と協力しています。人々の期待に応えるため、私たちは170年以上にわたり前進し続けてきました。詳細はホームページをご覧ください。 [www.pfizer.com](http://www.pfizer.com) (グローバル) [www.pfizer.co.jp](http://www.pfizer.co.jp) (日本法人)

Copyright© since 1997 Pfizer Japan Inc. All right reserved.

事 務 連 絡

令和3年3月2日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

### 超低温冷凍庫の適正使用について

今般、新型コロナウイルスワクチンの先行接種実施医療機関に設置された超低温冷凍庫（ $-75^{\circ}\text{C}$ 対応ディープフリーザー）（以下「冷凍庫」という。）が稼働停止し、ワクチンの保管温度を逸脱した結果、庫内に保管されていたワクチンが使用不能となる事案が発生しました。

メーカーにおいて調査を行ったところ、冷凍庫の故障は認められず、**冷凍庫の稼働が停止した原因は、同一のコンセントで別の電気機器を同時に利用したことなどによる電流不足であることが判明しました。**

今後、同様の事案が生じないように、各冷凍庫設置施設において、専用ブレーカーを備えた専用回路を使用いただくとともに、その他の適正使用も徹底されるよう一層の配慮をお願いいたします。

## 新型コロナウイルスに関する群馬県電話相談窓口 「ぐんまコロナワクチンダイヤル」の設置について

県民等からの新型コロナウイルスワクチンに係る相談に対応するため、群馬県で相談窓口を3月1日（月）9時より設置します。

### ＜群馬県電話相談窓口の位置付け＞

ワクチンに関する相談・問合せにおいて、ワクチンの接種場所に係る問合せ等の基本的な内容に対しては各市町村が窓口となります。

一方、ワクチン接種後の副反応に係る相談等の医学的知見が必要となる専門的な内容で市町村では対応困難な問合せについては県が窓口となります。また、副反応による医療機関の受診に係る相談にも対応します。

### ＜電話相談窓口概要＞

窓口名称：ぐんまコロナワクチンダイヤル

窓口設置日：令和3年3月1日（月）

電話番号：0570-783-910

受付時間：24時間（土日・祝日も対応）

電話対応者：看護師

外国語対応：19カ国語（通訳者を含む三者通話対応）

#### 対応外国語一覧

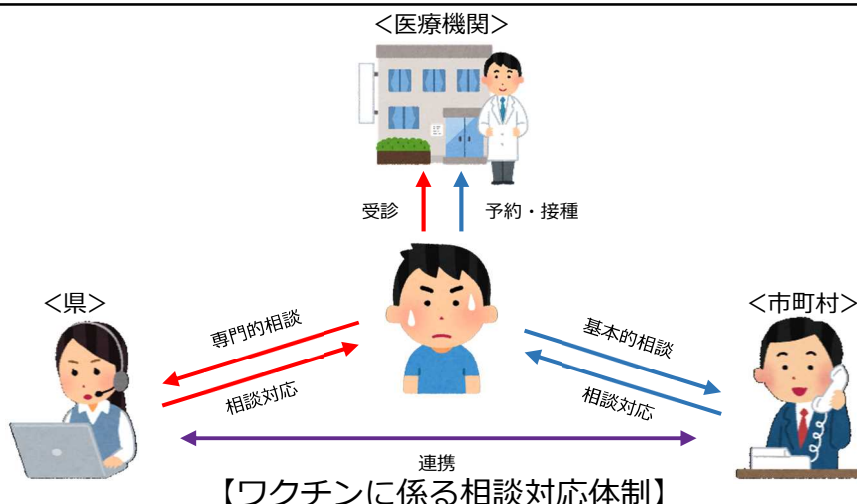
日本語、英語、中国語、韓国語、タイ語、  
ベトナム語、インドネシア語、タガログ語、  
ネパール語、ポルトガル語、スペイン語、  
フランス語、ドイツ語、イタリア語、  
ロシア語、マレー語、ミャンマー語、  
クメール語、モンゴル語、シンハラ語

ぐんまコロナワクチンダイヤルに関する情報は、群馬県ホームページでも確認することができます。

URL：[https://www.pref.gunma.jp/02/d50g\\_00075.html#soudanmado](https://www.pref.gunma.jp/02/d50g_00075.html#soudanmado)



＜二次元コード＞



※ 新型コロナウイルス感染症に関する群馬県電話相談窓口は従前どおり「群馬県受診・相談コールセンター」（電話番号：0570-082-820）です。